

関係書類等一覧表

住民票（場合により戸籍謄本）、課税（非課税）証明書については原本を提出してください。
それ以外の関係書類については写し（コピー）で構いません。

区 分	証明書・関係書類等	発行場所等
・1年以内に就職、転職した者 ① 前年（令和 7 年）1 月以降に就職、転職した者がいる場合 ② 令和 8 年4月以降に就職する者がいる場合 ③前年の途中または本年願出時までに開業・転業した場合、または開業・転業を予定している場合 ※同一生計の兄弟で所得がある者又は令和 8 年度に所得が見込まれる者については所得に関する書類が必要	①・②・③とも「年収見込申立書（様式 2-1）」に以下の書類を添付 ※①の場合は「年収見込証明書（様式 2-2）」もしくは「直近の3か月～1 年分の給与明細書」を添付 ※②の場合でまだ給与が支払われていない等年収見込証明書（様式 2-2）の提出が困難な場合は、「採用条件（月収・賞与の有無等）が記載された書類」（求人票等）を添付 ※①については、場合により令和 6 年分の源泉徴収票を求めることがある。	・勤務先
・年金・恩給受給者 ※同一生計の家族に祖父母がいる場合は必ず確認すること。	「年金・恩給所得内訳書（様式 3）」に、年金の「源泉徴収票」、「年金額決定通知」、「支払窓口（日本年金機構等）発行のハガキ」のいずれかの最新のものを添付（年金額が確認できる書類） ※非課税の年金（障害年金、遺族年金等）についても対象となるので、必ず入寮希望調書に記入のうえ、上記書類を添付すること。	・日本年金機構 ・都道府県保険課 ・市区町村等
・無職、無収入の者 就学者を除く 18 歳以上の者が無職又は無収入の場合	「無職・無収入申立書（様式 5）」 ※専業主婦については、家計支持者の扶養に入っていない場合は提出が必要。 ※無職であっても、年金等の一定の所得がある場合は不要。	・該当者の申し立て
・失業している者	「年収見込申立書（様式 2-1）」、「雇用保険受給資格者証」 ※場合により令和 7 年分源泉徴収票を求めることがある。 ※家計支持者が失業中の場合は「生活状況申立書（様式 7）」も併せて提出すること。	・ハローワーク
・家計支持者が無職・無収入な世帯 ・世帯全体の総所得額が 200 万円以下の世帯 ・家計支持者が失業中の世帯	「生活状況申立書（様式 7）」 ※家計支持者が無職又は無収入の場合は「無職・無収入申立書（様式 5）」も併せて提出すること。	・家計支持者の申し立て

区 分	証明書・関係書類等	発行場所等
・家計支持者が単身赴任等のため別居中の世帯 ※住居費・水道光熱費のみ対象。 ※領収書等がないものは認定されません。	①「家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書（様式6-1）」、「家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙（様式6-2）」（領収書、預金通帳等を貼付） ②家計支持者の現住所が確認できる書類 ※②は、住居費・水道光熱費の領収書に現住所が記載されている場合は不要。	・家計支持者の申し立て
・補助金等を受けている場合で、確定申告書に記載されていない場合	「補助金等に関する通知書」（補助金等の金額がわかる書類）	・国 ・都道府県 ・市区町村
・母子・父子世帯 ・生活保護世帯	○母子・父子世帯 ・「世帯全員分の住民票＜原本＞」（世帯全員分の住民票の提出が困難な場合には戸籍謄本＜原本＞でもよい） ・申請時において児童扶養手当の給付を受けている場合は「児童扶養手当通知書」 ○生活保護世帯 ・「保護決定通知書」（受給額が確認できる書類） ※母子父子世帯、生活保護世帯のいずれにも該当する場合には上記の該当するすべての書類が必要。	・市区町村 ・社会福祉事務所等 ・都道府県
・身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその他心身に障害を持つ者	障害者手帳の氏名、障害の内容・等級等が確認できるページのコピー	・市区町村等
・長期療養者 願出時において6か月以上の期間療養中又は療養が必要と認められる者 ※領収書等がないものは認定されません。	「長期療養に係る医療費控除金額内訳書（様式4-1）」、「医師の診断書」、「長期療養に係る領収書等貼付用紙（様式4-2）」（医療費の領収書、健康保険による医療給付（還付）の支払明細書等を貼付） ※保険外診療の特別室料・文書料・食事代等については対象外。	・医師（病院） ・薬局 ・市区町村等
・風水害等の災害	「被災（罹災）証明書」、被災金額を証明できる書類、保険金・損害賠償等で補填された金額の証明書 ※被災金額を証明できる書類がない場合は「被災（罹災）証明書」のみ提出すること。	・市区町村 ・消防署 ・警察署 ・勤務していた会社 ・保険会社等

区 分	証明書・関係書類等	発行場所等
・独立生計者 本人の所得証明書が発行され、所得税法上父母等の扶養親族ではなく、生活に必要な収入があり別居独立生計をしていることが確認できる者（既婚者・親と絶縁・元社会人・父母の経済状態が悪く独立生計として申請せざるを得ない者のほか特別の事情がある者） <u>※家業の従業員（専従者）となっている場合は原則として認めません。</u>	○願出者（本人）に関する書類 課税（非課税）証明書、令和 7 年分の確定申告書又は源泉徴収票等収入が確認できる書類、「国民健康保険等の保険証の写し」、「世帯全員分の住民票＜原本＞」、「生活状況申立書（様式 7）」 ※国民健康保険への切り替えを申請中の者は、切り替え申請中であることが確認できる書類を提出すること。 ※住民票の転出・転入手続きをしておらず、住民票上では父母等と同一世帯になっている者については、「世帯全員分の住民票」に加えて、「願出者の現住所が確認できる種類」（公共料金等の領収書のコピー等）を提出すること。 ○父母に関する書類 令和 7 年分の源泉徴収票又は確定申告書等父母の収入及び扶養親族が確認できる書類 ※独立生計者として申請する詳細な理由を「入寮希望理由」欄に必ず記入すること。 <u>※上記書類の提出がない場合は独立生計者と認定されないので注意すること。</u>	・市区町村 ・税務署
・日本学術振興会特別研究員	令和 7 年度採用者で源泉徴収票がまだ発行されていない場合には、「採用通知」又は「採用見込証明書」を提出すること。 ※上記書類の提出が困難な場合には日本学術振興会の電子申請システムの審査結果詳細画面を印刷し、氏名、学生番号を記入のうえ、提出すること。	・日本学術振興会等
・最短修業年限超過者 本人の責任によらない事情により最短修業年限を超過した者で、最短修業年限超過期間が 1 年を超えない者。 ① 病気の場合 ② 留学した場合 ③ その他	「最短修業年限超過の理由書（様式 8）」 ※①の場合は、「医師の診断書」を添付 ※②の場合は、留学の事実を証明する書類（留学先の在籍証明書等） ※③の場合は、事前に函館キャンパス事務部学生担当窓口で相談のうえ、必要書類について指示を受けること（指導教員の所見等、本人の責任によらないという事実を証明する書類が必要となる）。	・医師（病院） ・留学先大学等
・児童手当・児童扶養手当受給者	「児童手当・児童扶養手当受給証明書（様式 9）」 ※受給期間及び受給金額がわかる通知書等のコピーとともに提出すること。	・市区町村